

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和2年1月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額(円)	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
1	令和元年度 佐久市立小学校暖房用温水ボイラー 燃焼室内煤清掃・調整業務	令和2年1月22日	(株)日本サーモエナー長野営業所 長野市青木島町青木乙829-4	1,100,000	本業務はボイラー本体炉内の清掃であり、本体の分解・組立が必要となる。設備の安全な運用を確保するためには、製造メーカーの分解・組立技術が必須であるため、製造メーカーである左記業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教育施設課
2	令和元年度 台風第19号被災家屋等解体・撤去管理業務	令和2年1月27日	一般社団法人日本補償 コンサルタント復興支援協会 東京都港区虎ノ門1-1-20虎ノ門実業会館5階	3,388,000	被災家屋等の公費解体制度において、本業務は、受付支援(書類審査)、現地立会の調整、コンサルタントの割り振りや連絡調整などが主な業務であるが、本市における公費解体の推計件数は約80件にのぼるほか、別途自費解体における費用償還申請も発生する見込みであり、コンサルタントとの密な連携が必要となることや、短期間に多くの被災者との調整が必要となるなど、内容が多様かつ専門的となることが見込まれる。 本業務にあたり、災害協定を締結している長野県建築士会佐久支部、長野県測量設計業協会東信支部、佐久市測量設計業協会に確認したところ、当市との災害協定による災害対応が業務過多となっている中、協定書で想定されておらず、災害対応として当市が初めて実施する公費解体に係る包括的なコンサルタント支援業務について、必要な資機材・人員等を調達、確保し速やかに業務に着手できる体制を有していない等の理由により、対応は困難であるとのことだった。 また、過去の大規模災害において同種業務の履行実績があり、当該業務に精通している日本補償コンサルタント復興支援協会に確認したところ、対応可能との回答が得られたことから、同協会しか本業務を適切に履行できないと判断し、同協会と随意契約を行う。	生活環境課